

## 議案第32号

### 北九州市手数料条例の一部改正について

#### 1 改正の理由

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「医薬品医療機器等法」という。）」が一部改正されることに伴い、手数料条例に引用する規定の条項ずれが生じたため、手数料条例を一部改正するもの。

また、手数料条例の別表（32）において、「医薬品医療機器等法施行令」から引用している薬局製造販売医薬品の定義が、「医薬品医療機器等法」に規定されることとなったため、薬局製造販売医薬品の定義の引用元を同法に改め、別表（32）で定めている同法施行令の略称定義について、（33）の7の4で定めるよう改めるもの。

#### 2 改正の内容

（1）引用元の条項ずれ 別表（33）の5

【現行】 法第14条第15項

【改正後】 法第14条第13項

（2）薬局製造販売医薬品の定義の引用元 別表（32）及び（33）の7の4

【現行】 別表（32）にて、医薬品医療機器等法施行令から引用し、同法施行令の略称を定義

【改正後】 別表（32）にて、医薬品医療機器等法から引用し、同法施行令の略称は、別表（33）の7の4にて定義

#### 3 施行期日

（1）令和8年5月1日

（2）公布の日 ※当該法改正は令和7年11月20日で施行済

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 子ども・子育て支援納付金制度に関する事項の追加

(第10条の2、第10条の3、第14条の16から第14条の20、第18条、第20条の3から第20条の5)

「国民健康保険法第81条(条例又は規約への委任)」により、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」で定める基準に従って条例又は規約で定めることになっている。

このたび、子ども・子育て支援納付金制度の創設に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」と、同制度に対応する「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号。以下「改正政令」という。)」が公布されたことに伴い、本市においても、改正政令の基準に従い、「北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)」の関係規定の改正を行うもの。

(2) 国民健康保険料(医療分)の賦課限度額の引き上げ(第13条・第20条の4関係)

国民健康保険料の賦課限度額については、国において、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額を超える世帯の割合を被用者保険と同等の1.5%に近づけるよう、政令の改正による限度額の引き上げを行ってきた。

今般、改正政令により、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げが講じられたため、本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

(3) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充(第20条関係)

低所得者の負担を軽減する措置については、経済動向等を踏まえ、政令の改正による軽減対象世帯の拡充を行ってきた。

今般、改正政令により、国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充が講じられたため、本市においても、低所得者層の保険料負担の軽減措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

(4) 規定の整備等(第11条、第11条の2、第14条の3、第14条の20、第14条の12、第14条の17、第14条の18関係)

標準システム移行による処理方法の変更に伴う改正、改正政令に合わせた表現の修正など、所要の規定整備等を行うもの。

2 改正内容

(1) ア 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う新設

(第14条の16から第14条の20・第20条の5)

子ども・子育て支援納付金にかかる賦課総額、賦課額、所得割額の算定、

賦課限度額（3万円）、賦課料率及び18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額の規定を新設する。

**イ 子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う改正**

（第10条の2・第10条の3・第18条・第20条の3・第20条の4関係）

**（ア）保険料賦課額の定義関係**

第10条の2を「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加えた4号建てとする。

**（イ）基礎賦課総額の定義関係**

第10条の3に、子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加する。

**（ウ）賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の定義関係**

第18条に、子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加する。

**（エ）未就学児の被保険者均等割額の減額の定義関係**

第20条の3に、子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加する。

**（オ）出産被保険者の保険料の減額の定義関係**

第20条の4に、子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加する。

**（2）国民健康保険料の賦課限度額の引上げ（医療分）及び新設（子ども分）**

（第13条・第14条の19・第20条の4関係）

医療分 （第13条）	66万円 → 67万円（+1万円）
後期高齢者支援金分 （第14条の9）	26万円 → 26万円（据え置き）
介護分 （第14条の14）	17万円 → 17万円（据え置き）
子ども分 （第14条の20）	→ 3万円（新設）
合計 （医療+後期+介護+子ども）	109万円 → 113万円（+4万円）

**（3）国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）**

現行の軽減制度のうち、5割軽減及び2割軽減に係る前年所得基準の算定方法を下記のとおり改める。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	軽減の基準（前年中所得）
第20条 第1項	5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>30万5千円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>31万円</u> ×加入者数）以下

第20条 第2項	2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>56万円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>57万円</u> ×加入者数）以下
-------------	----	--	--

**（4）基礎賦課額の所得割額の算定等及び後期高齢者支援金等賦課額の料率の定義関係（第11条、第11条の2、第14条の3、第14条の10、第14条の12、第14条の17、第14条の18関係）**

標準システム移行に伴う端数処理方法の変更により、切り捨てる端数金額を「10円未満」から「1円未満」に改めるほか、改正政令に合わせた表現の修正を行う。

**3 施行期日**

令和8年4月1日 ※改正政令の施行期日と同日

**4 経過措置**

**（1）子ども・子育て支援納付金制度による新設及び新設に伴う改正**

改正後の第10条の2、第10条の3、第14条の16から第14条の20、第18条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

**（2）国民健康保険料(医療分)の賦課限度額の引き上げ（第13条・第20条の4）及び軽減対象世帯の拡充（第20条関係）**

改正後の第13条、第20条及び第20条の4の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

**5 議案提出議会**

令和8年2月議会

北九州市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられた。

この見直しを受け、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、保険者の想定しない保険料収入不足を防ぐ観点から、「介護保険法施行令」の一部改正が行われ、その改正に伴い関係規定を整備するもの。

2 改正内容

・付則の新設

(1) 合計所得金額の算定（付則第15項から第17項新設）

給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた合計所得金額となるよう改正を行うもの。

(2) 市町村民税の課税・非課税の判定（付則第18項及び第19項新設）

第1号被保険者及び世帯員の市町村民税の課税・非課税の判定を行う際に、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いるよう改正を行うもの。

・これらの改正は、令和8年度限りの特例措置とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

## 議案第49号

### 地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について

#### 1 提案理由

地方独立行政法人北九州市立病院機構が行う出資等に係る不要財産の納付について認可するに当たり、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する。

#### 2 内容

令和7年6月26日付北九病機総第15号をもって申請のあった地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付については、申請のとおり認可する。

## 議案第50号

### 地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について

#### 1 提案理由

不要財産の納付に伴い、地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項本文の規定により、この案を提出する。

#### 2 内容

地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表の1 土地の表の北九州市八幡東区西本町四丁目51番1の項を削る。

別表の2 建物の表の北九州市立八幡病院の項中

「

管理棟	北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地10	2,589.24のうち持分100分の41.53
旧八幡病院北棟	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	1,113.05
旧救急ワークステーション	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	197.35
立体駐車場	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	5,453.25

を

」

「

管理棟	北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地10	2,589.24のうち持分100分の41.53
-----	--------------------	-------------------------

に

」

改める。

#### 3 施行期日

総務大臣の認可を受け、かつ、当該認可に係る財産を北九州市に納付した日から施行する。